

いじめ防止基本方針

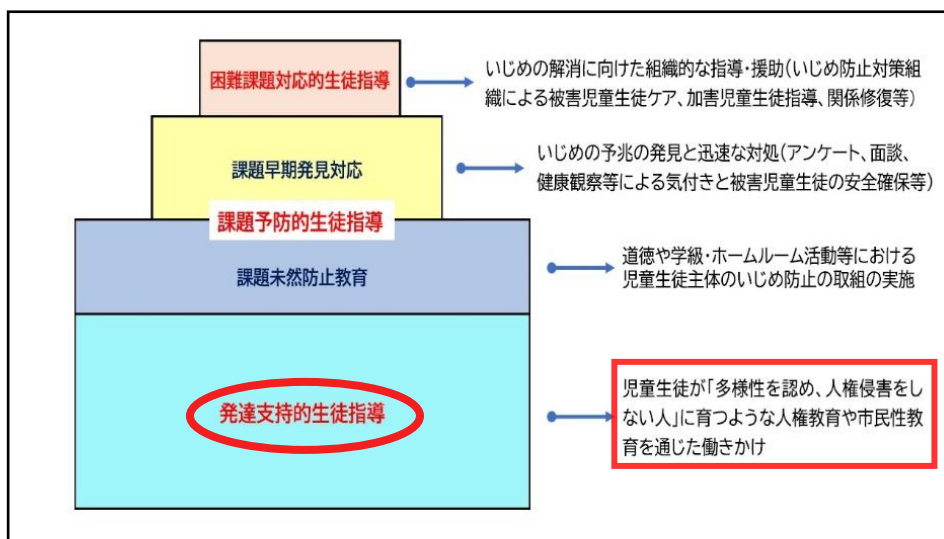
令和8年4月1日改訂

1 いじめの問題に対する基本認識及び基本姿勢

平成25年に成立し施行された「いじめ防止対策推進法」では、いじめの要件を「児童生徒間で心理的又は物理的な影響を与える行為があり、行為の対象者が心身の苦痛を感じていること」とし、「いじめられている児童生徒の主観を重視した定義」に立っています。また、いじめは相手の人間性とその尊厳を踏みにじる「人権侵害行為」であることを改めて共通認識するとともに、「いじめは、どの学校でも、どの生徒にも起こりうる」という危機意識を常にもって対応していく必要があります。

こうした基本認識のもと、本校では、全ての生徒がいじめを絶対に許さず、良好な人間関係の形成と安心して学習することができる環境を整備していきます。そのためには、令和4年12月に全面改訂された「生徒指導提要」にある「発達支持的生徒指導」が重要となってきます。児童生徒が「多様性を認め、人権侵害をしない人」に育つような人権教育や市民性教育を通じた働きかけを大切にしていきます。

その上で「課題未然防止教育」として、道徳や学級活動等における児童生徒主体のいじめ防止の取組を実施し、児童生徒がいじめに向かわない態度・能力を身に付け、いじめを生まない環境づくりを進めていくことが重要となります。いじめの未然防止、早期発見及び早期解消のため、生徒指導の機能や教育相談の充実を図り、生徒一人ひとりの心の居場所を確保するとともに、安全で安心して学習に取り組むことができるよう、全教職員が計画的・組織的そして継続的に「いじめのない学校づくり」を推進することを北辰中学校のいじめ防止の基本姿勢とします。



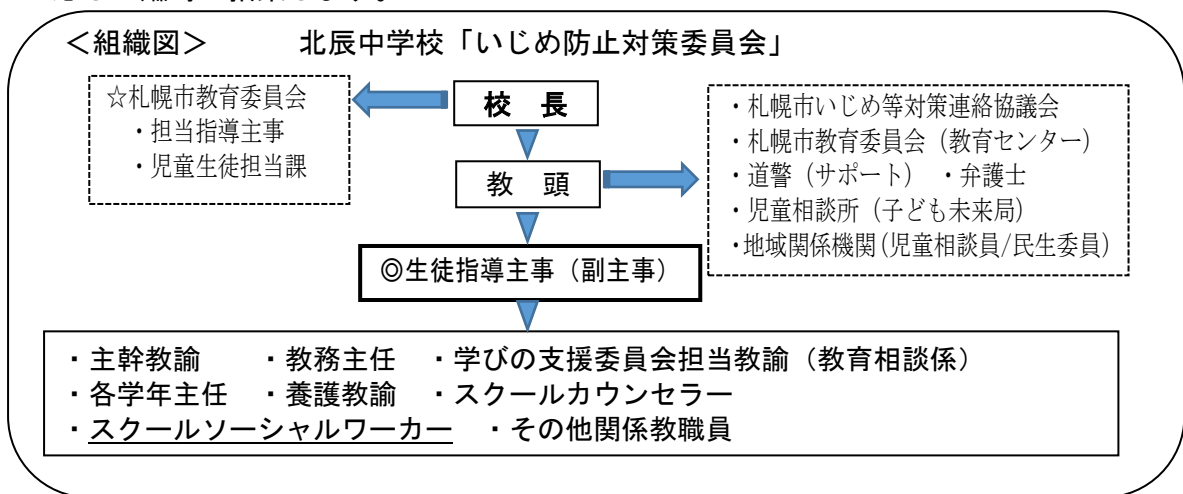
2 いじめ防止対策推進の基本的な考え方

- (1) 「1 いじめの問題に対する基本認識及び基本姿勢」を全教職員及び保護者等が共有し、関係機関や地域住民等との協力と連携を図りながら、いじめの根絶に向け組織的な取組を推進します。
- (2) いじめ防止対策推進のための組織として、「いじめ防止対策委員会」を校内に設置し、実効性のある取組を推進します。

- (3) 生徒の心身の成長や学習する権利を阻害するような重大な被害を与えるような事態に対しては、設置者（教育委員会）や専門機関等の協力を得て、事実解明等を行う緊急の調査組織を設け、被害者救済のための必要な措置を講じます。

3 「いじめ防止対策委員会」の設置

- (1) いじめ防止対策を実効的に行う組織として「いじめ防止対策委員会」を設置します。
- (2) 組織の責任者は校長とし、いじめ防止等に係る全ての取組は、校長の監督の下行います。
- (3) 構成員は、校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、学びの支援委員会担当教諭（教育相談係）、教務主任、各学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他関係教職員（担任、学年生徒支援部）とします。
- (4) 本委員会を月に1回（その月の最終水曜日を基本とする）定期的に招集するとともに、必要に応じて臨時に招集します。



- (5) 校長はいじめ防止対策に係る基本的方針を示し、取組内容を決定します。
- (6) 教頭は校長の方針に基づき、生徒指導主事及び構成員に必要な指示並びに指導助言を行います。
- (7) 生徒指導主事（副主事）はいじめ防止対策委員会の代表として実務的な連絡・調整、及び会の進行を行います。
- (8) 学びの支援委員会担当教諭（教育相談係）は会の記録を担当する。会議録を作成し、校長の決裁を得た後、校務サーバーの所定のフォルダーに確実に保管します（全職員で確認・共有できるように）。
- (9) スクールカウンセラーは委員会に参加し、いじめの対応についてアドバイスを行います。

4 「いじめ防止対策委員会」の責務

「いじめ防止対策委員会」は、いじめの根絶に向け、次に掲げる事項に取り組みます。

- (1) 「いじめ防止基本方針」の策定と推進
- (2) 校内組織（分掌・各種委員会等）との連携
- (3) いじめ根絶に係る生徒主体の活動推進
- (4) 生徒の思いやりの心など豊かな心の育成
- (5) 生徒の望ましい人間関係や自己有用感の育成

- (6) 生徒の情報モラルの育成
- (7) ネット・トラブルへの対応
- (8) いじめの早期発見・早期解消
- (9) いじめの再発防止
- (10) 関係機関との連携
- (11) 保護者等への適切な情報提供
- (12) 教育相談（いじめ調査等）の計画と推進
- (13) いじめの問題及び児童(生徒)理解に係る教職員の研修の企画と運営
- (14) いじめ防止対策推進に係る学校評価の推進
- (15) その他、いじめ防止対策推進に関すること

5 具体的な取組内容

- (1) いじめ未然防止の取組
 - ① いじめに関する一斉学習の実施（学級活動又は道徳の時間の企画立案及び実施）
 - ② 全校集会の実施（生徒会を中心とした活動等）
 - ③ 生徒活動（生徒会・各種委員会・部活動）による防止活動
※学級討議「いじめを防ぐ学級討議」
 - ④ 教育相談週間（悩み相談 いじめアンケート利用）の設定（年2回 5・11月）
 - ⑤ 学校公開日等における学級活動・道徳の授業公開
 - ⑥ 学校・学年PTA集会や保護者懇談会の開催
（いじめ防止基本方針の説明やネットトラブル未然防止について）
 - ⑦ いじめ問題に関する校内研修の実施〔生徒理解研修を組織的継続的に取り組む〕
 - ⑧ ボランティア活動の実施（地域との連携）
 - ⑨ 外部講師（地域人材）を招いた豊かな心を育む講演会の実施
- (2) 早期発見・早期解消の取組
 - ① 相談窓口の紹介（校内及び校外の相談機関等）
 - ② 教育相談の実施（年2回実施）
 - ③ 三者面談の実施（年2回実施）
 - ④ 生徒へのアンケート調査の実施（市教委：1回、本校独自：2回）※hyper - Qu調査
 - ⑤ 教育相談担当者による情報交流会の開催（毎週水曜日）
 - ⑥ 校内いじめ防止対策に関する会議の運営（情報交換、情報共有）
 - ⑦ ふれあい活動の推進（すき間のない指導体制）
 - ⑧ ネットパトロール等の実施
 - ⑨ 関係機関、地域住民等からの情報収集
 - ⑩ いじめ防止対策委員会における対策の検討
 - ⑪ 1人1台端末を用いた健康観察やアンケートの実施（シャボテンログ）

6 いじめ発生時の対応（いじめ疑いを把握した際の対処マニュアル）

(1) いじめの把握（認知）

- ・いじめアンケート等調査
- ・いじめを受けた本人又は保護者からの訴え
- ・周囲の生徒からの情報
- ・教職員の観察による発見
- ・関係機関、地域住民等からの通報

(2) 初期対応

- ① いじめの発見者・把握者学年代表・学級担任等へ報告・情報共有
 - ② 学年代表（学年生徒支援部）から生徒指導主事へ報告
 - ③ 生徒指導主事から管理職（教頭→校長）へ報告
 - ④ 学級担任、学年教師による被害生徒・保護者からの事実確認・意向確認
- ※状況により、②③と④が逆になる（もしくは同時並行となる）こともあり得る。
※被害者の気持ちに寄り添った対応となるよう、学校として組織的に毅然と対応することを伝えつつも、本人・保護者の意向を大切にします。

(3) 「いじめ防止対策委員会」開催

- ・(2)の②③の段階で、生徒指導主事と管理職で委員会開催の判断をする。
 - ・いじめの疑いを把握した場合は、学校いじめ対策組織で速やかに対応する必要があることから、構成員全員がそろわない場合でも、出席可能な構成員のみで会議を開催する。
 - ・校長不在時は教頭、教頭も不在時は主幹教諭の指示で会を開催し、後に決定内容を責任者である校長に報告し決裁を得る。
- ※いじめ（疑いも含む）発覚後、24時間以内に会議を開き、対応策を協議し、保護者へも連絡する。
- ※いじめが解決するまで、会議は開催され続ける。

(4) 加害側生徒への対応

- ・加害側生徒への聴き取りと指導・保護者連絡を基本としつつ（目指しつつ）、被側生徒・保護者の意向を尊重しながら対応を進める。

(例) 「該当生徒への直接指導は避けてほしい」
「学級全体に注意してほしい」
「とりあえず先生方に知っておいてもらうだけでいい。（まずは様子を注意深く見守っていてほしい。）」
「被害・加害の保護者も入れて謝罪の場を設定してほしい」

(5) いじめの解消

- ・「いじめ見逃しゼロ」を徹底するために、認知及び解消については、学級担任などの個人にゆだねず、学校いじめ対策組織「いじめ防止対策委員会」で判断することを徹底する。
- ・国の方針で定められている、いじめの解消の目安である3か月に至るまでの間、教職員による見守りを実施するとともに、被害生徒及び保護者との面談等を通じて、心身に苦痛を感じていないかを継続的に確認する。加えて、加害生徒の保護者に対しても、学校における状況等を共有し、保護者と連携して指導と見守りを行う。

※いじめが解消している状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

- ① 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じておこなわれるものを含む。）が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。
- ② 被害生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

【国のいじめの防止等のための基本的な方針（最終改定 平成29年3月14日）P30～31】

・いじめの解消の判断は、いじめ防止対策委員会において行う。

・複数の教職員がそれぞれ集めたいじめに関する情報は、ICTも活用し、いじめ防止対策委員会において集約と共有を図る。また、アンケートの結果など過年度の情報も含め、児童生徒ごとに個別に情報をまとめるなどして、経年的に把握できるようにする。

7 緊急時・重大事態への対応について

- (1) 緊急性が高いと判断した事案や、いじめの重大事態につながる事が懸念される事案については、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、スクールセーフティアドバイザーなどの活用も含めて、教育委員会と連携して対応に当たります。
- (2) 重大事態か否かの判断基準は、法や国の基本方針等を参考とし、協議の上で判断。関係機関（札幌市教育委員会）からの指導を仰ぎます。

【重大事態とは】

- ① 児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
具体的には次の様なケースなどが想定される。
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。

- ① 重大事態の把握
 - ・本人及びその保護者からの申し立て
 - ・教育委員会、警察等関係機関からの通報
- ② 重大事態の調査
 - ・いじめ防止対策推進委員会の緊急招集、調査の実施
 - ・事実の整理、校長への報告
- ③ 重大事態の報告・通報
 - ・教育委員会への報告、早期対応チーム派遣等支援の要請
 - ・犯罪行為が認められる場合等は、警察への通報、支援の要請
 - ・生徒の命や安全を守ることを最優先に、いじめが犯罪行為に相当し得ると考えた際には、学校として警察への相談・通報を行う
- ④ 調査組織の設置（札幌市教育委員会の指示により設置）
 - ・校内調査委員の選定
 - ・校外の専門家への協力依頼〔いじめ早期対応チーム（市教委）、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等〕
 - ・「札幌市いじめ等対策連絡協議会」の派遣要請
 - ・加害者への教育的措置の検討
 - ・被害者の救済措置の検討
 - ・調査及び対応結果の教育委員会への報告
- ⑤ 措置の実施
 - ・札幌市教育委員会の指示に基づく具体的な措置を進めます。

8 インターネット上のいじめの防止

- ・インターネット上に誹謗中傷を書き込むなどの行為は、取り返しのつかないことになることや、犯罪行為につながる可能性があることなど、ネット上のいじめ防止に係る指導を行います。
- ・情報モラル教育の推進に当たっては、「小中一貫した教育」のパートナー校及び家庭や地域と連携しながら、子どもの発達段階に応じた系統的な指導を行います。

9 個別の対応状況に関する記録及び引継ぎについて

- ・いじめに関する個別の対応状況に関する記録及び自殺念慮や自殺企図などの情報については、児童生徒の進級・進学や転学に当たって、次の学年・学校に確実に引き継ぎ、指導や支援につなげることを徹底します。
- ・悩みやいじめに関するアンケート調査用紙は、小学校から中学校に用紙そのものを引き継ぎ、定められた期間（3年間）保管します。